

入札説明書

都道29号線（新奥多摩街道）電線共同溝に伴う配水管支障移設工事に係る令和7年5月26日付け入札告示に基づく制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 工事概要

- (1) 工 事 名 都道29号線（新奥多摩街道）電線共同溝に伴う配水管支障移設工事
- (2) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで
- (3) 工事場所 羽村市小作台4、5丁目、羽加美1丁目、羽中1、2丁目地内
- (4) 工事内容 別紙「工事概要書」参照

2 競争入札参加資格

- (1) 東京電子自治体共同運営協議会を通じて羽村市の申請種目において**水道施設工事**を登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項本文の規定による許可を受けている者であること。
- (4) 建設業法第28条第3項の規定による「営業停止措置」を受けていないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき。）にないこと。ただし、羽村市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。なお、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約できない。
- (6) 羽村市競争入札参加資格者指名停止措置基準（平成12年12月20日羽企管発第9189号）又は東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱の規定による「指名停止措置」を受けていないこと。
- (7) 羽村市契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年3月29日羽総契発第16934号）又は東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）の規定による「排除措置」を受けていないこと。
- (8) 次に掲げるいずれかの要件を備えていること。
 - ① 本店所在地が羽村市にある事業者は、経営事項審査による水道施設又は、土木一式の総合評定値(P)が700点以上であること。
 - ② 本店所在地が青梅市、福生市、瑞穂町、あきる野市にある事業者は、経営事項審査による水道施設の総合評定値(P)が800点以上であり、過去5年間（令和2年4月1日以降）において、官公庁発注の同種工事の元請実績があること。

3 予定価格と最低制限価格

- (1) 本件は、最低制限価格を設定した入札とする。
- (2) 本件は、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行わない。

4 入札参加資格審査の申請方法等

本制限付一般競争入札に参加しようとする者は「制限付一般競争入札参加資格確認申請書」に必要事項を記載の上、入札参加の為の必要書類を添付して提出しなければならない。

(1) 申請書等交付場所

羽村市公式サイトにてダウンロード又は羽村市上下水道部窓口にて交付
(羽村市緑ヶ丘2-18-5 水道事務所内)

(2) 申請書等の提出期間等

令和7年5月26日(月)午後1時から令和7年6月4日(水)午後5時まで。
(書留郵便の場合は必着)

(3) 提出場所及び提出方法

羽村市上下水道部(〒205-0003 羽村市緑ヶ丘2-18-5)に書留郵便又は直接持参による。

※持参の場合は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間

5 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認の結果については、郵送により通知する。

入札参加資格を満たした事業者には「入札参加事業者決定通知書」と「制限付一般競争入札参加資格確認通知書」を、資格要件を満たさなかった事業者には「入札参加対象事業者非該当通知書」を送付する。

6 設計図書等の貸出し

現場説明会は行わないものとし、設計図書等の貸出しにより代える。なお、設計図書等の貸出しの詳細については、「入札参加事業者決定通知書」により指示する。

7 入札書の提出方法等

入札は羽村市水道事務所における対面入札による。

8 入札の日時

令和7年6月30日(月) 午前9時30分

9 入札保証金

免 除

10 入札の無効

次に該当する入札は無効とする。

- (1) 本告示に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書及び添付資料(契約書の写し等)に虚偽の記載をしたと認められる入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

本入札は、上記に掲げる競争入札参加資格を満たしているものの中から、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、入札価格が最も安いものを落札者とする。

12 その他

(1) 契約書作成の要否

要 (契約書案を示す場所 羽村市上下水道部上下水道業務課)
契約書作成に必要な費用の負担は、申請事業者とする。

(2) 契約保証金

羽村市契約事務規則（昭和３９年規則第１５号。以下「規則」という。）第４４条及び羽村市工事請負契約に係る契約保証金等取扱要領（平成８年１２月２７日羽企管発第９２３０号）の規定に準じる。

(3) 契約金額の支払方法

ア 前払金 規則第４８条の規定に準じて前金払いをする。

イ 部分払 規則第４９条の規定に準じて部分払いをする。

(4) 入札をした者は、入札後、入札条件、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

【問い合わせ先】

羽村市上下水道部上下水道業務課

〒205-0003 東京都羽村市緑ヶ丘２丁目１８番地５

電話 042-554-2269 Fax 042-554-2573